

入札公告

消費者被害未然防止啓発動画放送委託業務について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年7月31日

高知県知事 濱田 省司

第1 入札に付する事項

- 1 委託業務名
消費者被害未然防止啓発動画放送委託業務
- 2 委託概要
別添仕様書のとおり
- 3 履行期限
契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

第2 入札参加資格

申請書を提出できる者は、次に掲げる要件を満たすものであること。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 高知県における「令和6年度～令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- 3 この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の処置を受けていない者であること。
- 4 過去2年間において、国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体との間において、この入札公告に示した役務と同種類かつ同規模の契約履行実績が複数回あることを証明した者であること。
- 5 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

第3 入札参加の方法等

この委託業務の入札に参加しようとする者は、提出期限までに、申請書（様式1）及び業務実績証明書（様式2）（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。確認の結果、入札参加資格があると認められた者に

限り、この委託業務の入札に参加することができる。

1 申請書等の様式

高知県ホームページからダウンロードした様式により申請書等を作成すること。

<アドレス>

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2026072900091/>

2 申請書の提出

- | | |
|--------|--------------------------|
| ア 提出部数 | 1 部（様式 1 及び様式 2） |
| イ 提出期限 | 令和 8 年 8 月 18 日（火）午後 3 時 |
| ウ 提出場所 | 高知県文化生活部県民生活課 |
| エ 提出方法 | 直接持参又は郵送（一般書留若しくは簡易書留） |
| オ 費用 | 提出者の負担とする。 |

第 4 質疑事項

- 1 質疑事項がある場合には、別紙「質疑書（様式 3）」により、電子メールに添付のうえ「6」のアドレスに送付すること。指定した方法以外のファイル形式で送付のあったもの、FAX、電話等の方法による質疑には回答しない。
- 2 質疑書提出時には、必ず送付した旨を電話で入札実施機関の担当に伝えること。
- 3 質問に対する回答は、高知県文化生活部県民生活課のホームページに掲載する。
- 4 質疑書提出期限
令和 8 年 8 月 7 日（金）午後 3 時
- 5 質疑書回答期限
令和 8 年 8 月 12 日（水）
- 6 質疑書の送付アドレス
141601@ken.pref.kochi.lg.jp

第 5 申請書等の審査結果に係る事項

申請書等の提出があったものには、入札参加資格の確認結果を令和 8 年 8 月 20 日（木）までに電子メールで通知する。

第 6 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- 1 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について知事に対し説明を求めることができる。
- 2 1 の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を令和 8 年 8 月 27 日（木）午後 3 時まで高知県文化生活部県民生活課へ持参するか FAX（電話で着信を確認すること。）で提出すること。
- 3 説明を求めた者に対する回答は、令和 8 年 8 月 31 日（月）までに書面により行う。

第7 入札に関する事項

1 入札予定日時

令和8年9月2日（水）午前10時

2 入札予定場所

高知県高知市本町4丁目1番37号 高知県立人権啓発センター4階会議室スペース

3 入札書の提出方法

ア 持参又は郵送（一般書留若しくは簡易書留に限る。）により提出することとし、電子メール、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。また、郵送により提出した場合は、その旨を電話で連絡すること。

イ 郵送における提出期限

令和8年9月1日（火）午後3時

ウ 郵送における提出先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県文化生活部県民生活課

電話 088-823-9653

4 落札者の決定

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（該当金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札保証金

高知県契約規則第9条及び第10条の規定による。

6 最低制限価格

設定しない。

7 入札の無効

この入札公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札、その他高知県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

第8 契約に関する事項

1 契約保証金

高知県契約規則第40条第6号の規定に該当すれば免除。

2 契約書作成の要否

要

3 落札者は高知県が別途通知する日までに契約書に記名押印し提出すること。

ただし、電子契約サービスを利用する場合においては、契約内容を記録した電磁的記録に電子署名を行うものとする。

第9 入札実施機関（問い合わせ先）

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県文化生活部県民生活課

電話番号 088-823-9653

FAX 088-823-9879

E-mail 141601@ken.pref.kochi.lg.jp

第10 その他事項

- 1 入札参加者は、別添の入札心得の各条項を承知すること。
- 2 提出された申請書等は返却しない。
- 3 申請書等に虚偽の記載をした場合には当該申請書等を無効とする。
- 4 提出された申請書及び添付書類については、提出期限以降の差し替え・訂正等は認めない。